

飛沫防止用シートを設置する際の注意点について

防火対象物の関係者の皆様へ周知いたします。

先般、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、飛沫防止用シートに火が燃え移り火災になるという事例が発生しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、カウンター等に飛沫防止用シートを設置する事業者が増えているところではありますが、シートの材質によっては大変燃えやすいものがありますので、次のことに注意してください。

- 1 火気使用設備・器具、白熱電球等の
熱源となるものから距離をとってください。
- 2 スプリンクラー設備及び自動火災報知設備等の
障害とならないように設置してください。
- 3 避難時の支障とならないように設置してください。
- 4 必要に応じて、難燃性又は不燃性のシートを使用してください。
- 5 飛沫防止用シートを設置する場合は、
事前に 消防本部予防課と協議してください。



お問い合わせ

美咲市消防本部 予防課

予防係 ☎ 0126-66-2223
指導係 ☎ 0126-66-2225



ホームページアドレス

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp//bibaifd/bibaifdmain>